総務常任委員会 予算/決算常任委員会総務分科会

(平成25年9月12日)

9:59開議

毛利彰男委員長

おはようございます。

ただいまより総務常任委員を開催いたします。

昨日に引き続き、財政経営部の決算審査を行います。

追加資料の説明は昨日いただいておりますので、本日は質疑から始めたいと思っていま す。まず部長に挨拶いただきましょうか。

倭財政経営部長

おはようございます。財政経営部長の倭でございます。よろしくお願いいたします。連 日委員会ということで、よろしくお願いしたいと思います。

委員長、きのうちょっとリースの関係で資料のほうをご指示いただきましたもので、そ の説明からさせていただいてよろしいでしょうか。

毛利彰男委員長

森 康哲委員より請求ございました資料の説明を求めたいと思います。

平田管財課長

きのう森委員のほうから、資料にありました公用車の購入とリースの経費比較の見積書の附属品の部分等の比較がわかりにくいということで資料の請求がございましたので、けさ手元にお配りさせていただきました。

見積書の附属品等に記載があります部分につきまして、購入とリースの表記の対応について書かせていただきました。それぞれについては仕様をこのように依頼したという状況の中でのことでございます。森委員からは非常に見にくいというご指摘をいただきました。確かにけさ出させていただきました資料の一番上、ETC搭載車で依頼しておるところでございますが、リースの見積書には記入がないということがございます。現実は搭載がございます。また、下から2段目ですけれども、購入見積もりについてはCDチューナー、リースについてはAM・FMということですが、リース車には現実、CDチューナーの搭載ということになっておりますので、確かに見積書の表記の仕方としてはなかなか見づらいというところはございます。

この辺は反省いたしまして、今後はより的確な比較ができるような見積書を徴取するよう、また、その辺の確認を業者としながらしたいと思います。大変ご迷惑をかけまして申 しわけございませんでした。

毛利彰男委員長

説明は以上のとおりでございます。

それでは質疑を受けたいと思います。質疑がありましたらご発言願います。

森 康哲委員

詳しい資料を出していただいてありがとうございます。このリースの件で質問させていただきたいんですけれども、車の仕様に関しては全く同じということでいいですか。確認なんですけれども。

平田管財課長

これは予算を見積もるときに参考見積もりということで業者に出させていただいています。現実につきましては、仕様はこういう仕様でということでお願いしておりますので、 それで提出してきたそれぞれの見積書ということで理解していますので、うちの仕様に合致しているということです。

森 康哲委員

新しく提出していただいた資料の一番下で、フィルムがリアガラスとサイドガラスの両方に仕様ではあるんですけれども、これも同じで、リースのほうもサイドガラスにフィルムは張ってあるということでよろしかったでしょうか。

平田管財課長

依頼がそういう同じ内容になっていますので、先ほどと同じように表記の仕方がはっき りしなかったということで、同等ということでございます。

森 康哲委員

それを踏まえてお尋ねします。本来自動車を購入する場合は必ずと言っていいほど値引

きがあると思うんですが、購入した場合は189万円の車に対して値引きが10万円となってますが、これは商談をする際に一番最初にジャブみたいな感じで営業マンが提示する金額だと思うんです。この商談を煮詰めていくと徐々に値引きの金額がふえていって、最終的には20万円、30万円という値引き額が提示される場合があろうかと思うんです。このアイシスという車自体が、一般的に値引きが10万円ということはないと思うんですが、その辺の調査はされたんでしょうか。

平田管財課長

あくまでも予算のときの、リースか、購入かという比較の中で、こういう仕様で出して くれということで、当初に出てきた見積書でございますので、その中で協議を何回か重ね たというようなことはないです。

森 康哲委員

私自体、トヨタの営業所に勤めておって営業マンの経験があるのですが、この値引きの件は売る側としての立場で考えることもできると思うんです。そうした場合、やっぱりこの10万円という提示は、最初の金額であって、商談を煮詰めていくとやはり上がっていく可能性がある金額だと思うので、その辺を考慮した、最終的な金額を調査した上でのリースとの比較にしないと、なかなかこっちのほうがお得だよとは言えないと思うんです。その辺、今後の考え方として取り入れていくことは考えていただけないでしょうか。

平田管財課長

その辺の状況は、私ども、ちょっと素人の部分があったかもわかりませんけれども、業者とそういった部分についてどういうものかということから勉強させていただきながら、 その辺について今後は生かしていきたいと考えています。

森 康哲委員

多分、課長も個人的には車を購入されたことはあると思うんです。必ず商談すると思うんですけども、そのときもやはり最初に提示した金額で買われることはまずないと思うんですよ、個人の車を購入する場合でもね。それと同じようにやはり時間をかけて調査してやるべきだと思うんですけど、もう一度考え方をお願いします。

平田管財課長

十分ご意思はわかりましたので、できるだけ効率的な費用ということがありますので、 見積もりの段階で購入、リースについて、その辺十分、本当にどれぐらいの価格でという ようなことを業者と協議しながら実施していきたいと考えております。

森 康哲委員

真剣に商談しないと向こうも乗ってこないので。見積もりだけ出してくれというだけでは本当にさわりだけの値段しか出してこないんですよ。購入意思が確認できれば相手も乗ってきますので、やはり自分の車を買うのと同じように商談に臨んでいただきたいと思うし、また、リースのほうにもそれを投げかけて比較していただきたいと思います。

それと、この人件費のところなんですけれども、2人で当たるということなんですが、これ台数が減ってくれば、当然2人じゃなくて1人になると思うんです。リースの台数が人件費のところで63台となっていますね。これ、購入が多くなれば人件費もおのずと減っていくと思うので、その辺もあわせて検討はしていく必要はあると思うんですが。

平田管財課長

申しわけありません。人件費については購入の場合に経費として積算してございます。 これについては、以前から説明させていただいていますように、リースじゃなくて直接購入ということになると、いわゆる点検整備とか、保険の手続とかという、リースよりはそういう部分が発生するという事務手続上の人件費でございますので、この辺は購入をするとした場合には、やっぱりそれぐらいかかるということでの積算でございます。

森 康哲委員

そうであるなら、63台を 2 人で200日、 1 日7.75時間で時給計算されていますけども、 こんなに要るんですか、たかだか63台の車をメンテするだけで。おかしいでしょう。こん なの一人でできますよ。

平田管財課長

確かに適正な人件費がどれだけかというのは難しいところがございます。以前、直営で 運行と車両管理ということで正職員が3名と臨時職員が1名という体制の時期がございま した。これが縮小されまして、今はないわけでございますが。以前のその4人の体制のうちどれぐらいなのかということで、今のところ臨時職員2名ということで積算させていただいています。この辺の積算の仕方は、今後またちょっといろいろ勉強しながら、どれぐらい見積もるのが適正かというのは考えていきたいと思っております。

森 康哲委員

4人の体制のときとは車両台数とか、内容も今とは違うと思うので、現状に合わせた形でどれだけ人数が要るのかと。今の内容のリース会社にお願いしている分だけで考えてはじき出していただきたいと思います。

毛利彰男委員長

他にございませんか。

石川勝彦委員

実質公債費比率と投資的経費比率の推計についてということで資料をいただきました。 平成26、27、28年度と3年間だけ、総合計画第2次推進計画とあわせてということで、どうもその辺のところが気になるところでありますけれども。

この行政改革プラン2011は平成23年度から平成25年度の取り組み結果ということで、どういうふうにお尋ねしたらいいのかなといろいろ思案しながらも質問をさせていただくんですが、この63ページに公共施設のストックマネジメント計画の策定ということで、長期保全計画の策定というのが平成24年度に行われておると。取り組み結果として、公共施設を長寿命化するために今後必要となる費用の推計を図ったということですが、待ったなしの部分が多くて、推進計画云々というよりも、これはどうしても乗せていかなくちゃならんという考え方に立っていくならば、平成26、27、28年度という3年間の中で何ができるかという問題と、それから引き続いているいろな、例えば橋とか建物とかそういったもの、とにかく数が多いわけですから、それをどこまでやり抜けるかということになるとずしんと推進計画の中に重みがかかっていかなきゃいかんわけですね。だから、そういうことを考えていくならば、きのうの説明ではそういうことは全くと言ってもいいぐらい軽く、蚊帳の外みたいな感じでありますけれども、本市の財政事情の中でこのストックマネジメントというのは大変重要なことで、これをやめにするのか継続するかという微妙なところが

ありますね。続けるということになると、やっぱりリニューアル等、いろいろ整備等の対応をしていかなくちゃいけない。前にも申し上げましたけれども、あの天下の豊田市さんでも、一流の大学の学者から70%が精いっぱいでしょうと。四日市さんは50%と言いたいけども、さらにもっと下回りますというようなことを目の前で言われたんですよね。だから、その辺のことを考えると、私もなるほど、そうだなと思いながら今までずっと来たんですが。ストックマネジメント、いわゆる長期保全計画の計画が平成24年度に出されておるわけですね。だったら、それを前面に立てて、上位計画の10カ年計画にどしんと重みをかけていくということにおいては、当然に推進計画の中に第2次、第3次とずっとかかっていかないかんわけですね。だから、そういうことが全然きのうの話の中には、あるいはこの数字の中にはなかった。投資的経費比率という中にも説明が全然なかった。

具体的な話が出ておりましたけれども、ごみ処理工場の整備と、そして、それが終わり ますというようなことで、こういう折れ線グラフが出ていましたね。この説明を的確にし ていただいたのはよくわかる。けれども、その辺のところが、大事な部分が大きく欠落し ておって、この平成24年度の63ページでも、評価についてのコメントがCになっています よね。S、A、B、Cの中のCということで、Dはないようですが、Cというのはいかが かなというふうに思うし、この投資的経費比率の中でもストックマネジメントの計画がそ の中に当然入れられておらなくちゃいけないのに、ないということと、きのうの説明で求 めた資料もまだすぐには出ませんと。今月末ぐらいまでにということでお話も聞かせてい ただいておりますが、じゃ、そのときにはストックマネジメント云々の計画のあるないは 全部オンされてくるのかどうかということやけども、その前に既にできとるわけですから。 できとるわけですから、重要性が極めて高いわけですね。だから、1960年代につくられた ものというのは耐用年数は過ぎておるわけですよ。それをそのままにしておくか、あるい は、何とかしなくちゃいかんと。陸の孤島にしちゃいかんという地区もたくさんあります よね。だから、それについての取り組みをより具体的に、こういうところにオンしていか ないと安心できないやないですか。市民に不公平を与えるということをまざまざと感じさ せるような説明になってくるじゃないですか。その点いかがですか。

荒木財政経営課長

済みません、私のほうからまずもって、きのうの説明不足ということで、大変申しわけなく思ってございます。石川委員がおっしゃっていただいたように、今後、今までいろい

ろ整備してきました公共施設の維持補修というものにつきましてかなり増大するということが見込まれております。私どもも懸念材料の一つということで認識してございます。

ただ、こちらの部分でございますが、投資的経費比率ということで、維持補修経費、公共施設の維持補修経費が増大すると。長期保存の観点からいきますと、まず維持補修費で修繕を行うということになりますもんで、おっしゃっていただいたようにその分更新していく施設とかそんなのも出てきます。更新していく施設にあっては投資的経費ということで、当然こちらのほうに性質別で振り分けてくるわけなんですが、今大体計画しておるのは維持補修に定期補修を加えるということで、そちらの部分に関してはこの投資的経費ではなしに大部分が維持補修費に区分されてきます。ですので、この投資的経費比率等に関しましては当てはまってこないということで、説明不足やったことをおわび申し上げます。

それと、もう一点、維持補修の必要な施設について、今のところ置き去りにしているのと違うかというご指摘もいただきました。その部分につきましては、第 1 次推進計画で平成23年度から実施してございますが、これもストックマネジメント計画が、ご意見いただいたように平成24年度に計画の基本的なデータを整えたということでございますので、まだ平成23年度の時点では計画はつくられておりませんでした。

しかしながら、急を要する施設、補修を加えていかなあかん施設につきましては、平成23年度から3カ年、平成25年度まででございますが、これも公共施設ストックマネジメント関連ということで頭出しして、急を要する施設については維持補修、適正な管理に努めておるところでございます。

秋葉財政経営部理事

石川委員のほうからご質問のありましたストックマネジメント、長寿命化計画の作成がおくれていることをまずここでおわびをさせていただきます。現在長寿命化につきましての基本的な考えといたしましては、今まで事後保全というふうに考えていたものを、既にあるものを長く有効に使うという観点から、建物の構造自体が保有しているという推定している年数まで有効に活用しようということで、適切な時期に更新または修繕を行うという考えのもと、最終的な集計を取りまとめているところでございまして、近々、11月までにはお示しをさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

その中で、やはり今ある建物につきましては70年の耐用を持っていきたいという目標を 置きまして進めていきたいというふうに考えているところでございます。その内容的なも のにつきましては、現在学校施設のほうは教育施設課のほうで、市営住宅関係につきましては市営住宅課のほうで計画をそれぞれ作成しておりまして、それとあわせて、また橋梁等のインフラ関係の取りまとめ、状況を把握した上で第2次推進計画への計上という形を考えているところでございます。

石川勝彦委員

それぞれ説明いただいたんですが、計画がおくれているということは、十分調査が行われていないと。今の理事のお話だと、70年の耐用を考えているということですが、1960年台に建てられた建物についてはもう50年を経過しているわけですね。70年ということは十数年、長くて20年でしょう。20年のために維持補修ということですが、長期保全と維持補修ということとをどういうふうにすり合わせするかというと、補修で長期保全というのはなかなか難しいものがあろうかと思いますね。だから、本格的な取り組みをしていただくためには、やはり投資的経費という方向で、補修よりも投資的経費ということで本格的な取り組みをしていただかなくちゃいけない。

本市にはありませんけれども、木造の学校の校舎でも200年、300年使っておるところもありますね。そんなことを本市に求めてはおりません。本市は本市なりのところがあろうと思いますが、神奈川県秦野市の例も十分ご承知だと思いますけども、あそこは新しいものは一切つくらないと。古いもので、要らないものは削っていくと。そして、大事なものは残していくけれども、これは極めて少ないよと。市民の皆さん、痛みを感じてくださいよという形で、これを市民に徹底していますね。こういうようなことが本市にできるかというと、なかなかできるようなものではないように思います。それだけに維持補修をしたからといってストックマネジメント、一応のめどがついたというような考え方であっては、本市としてはやっぱり2400強ある公共施設がどこまで安心して永代というか、次の代にマネジメントするためにはやはり徹底したことをしていかないといけない。

いくら財政事情がそれほど他市に比べて悪くないというふうに思えても、今後は縮んでいくんですよね。何から何まで縮んでいくんですよね。縮んでいく中で期待できるものはというと、公債をどうのこうのということになりますし、いわゆる負の問題が出てくる。その前にやっておいて、四日市市は先見性があったから、おかげさまでこうして安心して生活できるんやと、地球の温暖化や、台風もあるとき突然に出てきて、翌日には上陸しておると。温帯性低気圧になっても、相変わらずひどい被害が出ていますよね。だから、そ

ういうことを本市は避けて通れるわけではありません。

だから、そういう意味で、やはり大事なところは徹底して調査して、そして、それに対応していくという、予算をつぎ込んで、本当に橋なら永久橋にしていくぐらいの。小さな地区の橋であっても、橋があったおかげで陸の孤島にならんだと、こういうようなことも考えていかないかんと思うんですね。だから、そういう意味での取り組みがどうもお聞きしておるともう一つという感じがするし、この63ページ、64ページを見ていましてもどうも弱い。

11月ごろにはしっかりとしたものが出るというならば、期待はしたいんですけれども、今の時点でもう少し重みのある、重要視していかなくちゃならない、10カ年計画よりももう一つレベルの高い、質の高いものに取り組みをしていかないと、目先のことだけ対応していくということは決してこの問題については許されるものじゃないんですね。全国的に大変な状況にある中で、本市だけがいい格好はできませんけれども、やはりこういうストックマネジメントについての重要性を重く感じ取っていただきたいと思いますが、財政経営部長、どういうふうに思われますか。

倭財政経営部長

石川委員さんから、ストックマネジメントについてのご質問をいただいたというところでございます。まず、行革プランから計画的におくれとるというところは、まず申しわけないと思ってございます。その上でこのストックマネジメントは本市としても重要なものと認識してございます。これも、全国的に同じような状況というところで全国的に取り組みを進められておるというところで、本市としても今後、その中で有効に利活用していくというところでは重要なものと認識してございます。

一応11月に、第2次推進計画を出すまでに、議会のほうにもお示しをさせていただいた上で、推進計画という流れの中でやっていきたいというふうなところで考えておるところでございます。

そういった中で、当然施設が古い中で、まずは維持保全というふうなところをベースに 長寿命化計画に今当たってございます。加えて、今石川委員さんからご指摘いただきまし たように、確かに年数がある程度たって、既に相当年数が経過しておるものはどうなんだ というところ、それについては、やはりその施設のあり方というところとリンクしてくる かというふうなところを考えております。基本ベースに長寿命化、いかに耐用年数を増や すかという考え方がある中で、その施設のあり方を含めて各施設一つ一つをどういう形で有効に活用していくんだという視点で具体的な修繕を加えていくなり、あるいは必要に応じては改良を加えるという形になってまいろうかというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、長寿命化計画は基本的には30年とか、そういう長いスパンの計画でございますけれども、その中で、やはり実際に財源のない中で、どういう形で、例えば優先順位をどうするかというふうなところも出てくるかと思います。そういうところも実態を踏まえる中で推進計画に位置づけをさせていただきたいというふうに考えておるところでございまして、いずれにしても着実に各施設有効に活用するような基本になるプランを作成させていただきたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

石川勝彦委員

もう一度お尋ねしますけど、おくれている原因には調査に対する、いわゆる技術的な人材不足、あるいは業者対応が不十分等考えられますが、おくれさせるということは、もう既に白書は出ておるわけですから、またおくれとるというようなことについては、理由、原因があろうと思うんですね。どういう原因、理由があって、それをどう改善していけば第2次推進計画の前に立派な長期保全計画が策定されてくるんでしょうか。

倭財政経営部長

済みません、まず白書でございますが、白書については本市の公共施設の実態を把握するための貴重な資料として作成させていただいたというところでございます。その上で、まず具体的な長寿命化計画を策定するために、各施設のカルテ、具体的な工事履歴でありますとか、予防保全するためにこれまでにどういった工事を実施したとか、そういうところの各施設ごとのカルテを平成23年度に作成をさせていただいたというところが、まず1点ございます。

平成24年度は、それを受けて具体的な長寿命化の今後の見込みというところも整理をさせていただいたわけでございますけれども、その中で、やはり他市等の状況を見る中でも、なかなか予防保全が一体どこまで進むというふうなところ。具体的に申しますと、空調設備、防水、外壁等、そこら辺を見る中で、本市として長寿命化計画にどこまで乗せていくというふうなところもございます。

そういったところをさらに整理をかけさせていただいて、予防保全、あるいは対症的な修繕、そこら辺の位置づけの整理をかけさせていただくのに時間を要したということで今に至っているところでございます。これも本当に申しわけございませんけれども、先ほども説明させていただきましたように、第2次推進計画には、長寿命化計画をベースに3カ年の実施計画を載せるということで鋭意作業を進めてございますのでご理解いただきたいと思います。

石川勝彦委員

具体的な話をしますと、例えばあさけプラザですね。30年たちますね。ところが、ずっと今まで放ったらかしになったことから、雨漏り、クラック等がひどくて、中の整備をしても、舞台装置、あるいは建物の中の整備をしても、空調とか、そういった整備をしても、雨漏りしたりクラックが入ったりして、いざというときには何ら役割を果たさないというような状況の中で、さらに30年使い続けていかなくちゃならない、そういう位置づけをしていただいておるというふうに思うんですね。こういうのは修理をしていきながら、同時に長期保全ということをにらみながら、向こう30年さらに使わなくちゃならないと、使ってもらいたいと。いい施設だから、そうあるべきだいうことで判断をいただいておって、いろいろな取り組みをしていただいておるわけですけれども。

この一つの例を挙げるまでもなく、ほかのことについても、やっぱり小さなことに終始するんでなくて、やっぱり橋なら橋脚をしっかり、足元を見て、いかなる状況でも落ちないようなことですね、この辺のところをしっかり考えていくためにはかなり専門性が必要ですよね。だから、専門性が高いところで調査をしていただいて、結果を出して、ストックマネジメントとして将来に向けてのつなぎをしっかりしていただかないかんわけですね。

だから、ほかの問題とはかなり違うと思うんです。市民の財産ですよね。市民の財産があるとき突然にそれが壊れた、あるいは使えなくなった、あるいは自然災害で橋が落ちたと、川が決壊したと、道が通れなくなったと、山が崩れたと、こういうような状態を自然現象だからやむを得ないと言えば言えるかもしれませんが、やはり市の施設として最大限のことはしていただかないかんなと思うんですね。

今具体的な例を挙げましたけれども、その点について聞かせてください。

秋葉財政経営部理事

先ほど石川委員のほうからありましたあさけプラザでございますが、確かに今までは支障があってから修繕をやるという形の事後保全、あさけプラザにつきましては、ことし外壁と防水の工事をやるということで、今たしか設計に入っておるというふうに聞いておるところでございますが。この長寿命化につきましては、そういう躯体に対して耐久性を落とすものとか、空調設備等の故障によりまして市民へのサービスが低下するようなものを修繕なり更新という形で計画的に進め、市民サービスの低下を招かないようにしていきたいという形で、予算の範囲もありますが、そういうものを計画的にやっていきたいという考えでまとめておるところでございます。

それと、橋梁等につきましては今道路整備課のほうで長寿命化計画という形で進めておるところでございまして、今聞いておる範囲では今年度中にまず計画をつくりたいという ふうに聞いておるところでございます。

石川勝彦委員

最後にしますが、各部署、今都市整備部が一番多いといえば多いですよね。だけども、 全市的に温度差のない調査のあり方、結果の出し方、そして計画のまとめ方、この辺のと ころをしっかりと、所管の財政経営部ですから、その点の手落ちのないように進めていた だくようにお願いしておきたいと思います。

毛利彰男委員長

他にございますか。

中村久雄委員

主要施策実績報告書の46ページ、昨日も出たんですけど、自動販売機に係る一般競争入札の実績のところで、平成24年9月4日の執行の入札結果が5年間で予定台数が22台の落札18台で1534万円というので、予定価格では1台当たり5年で12万円の予定が、実際の落札額は85万円になっていると。公共施設の中に自動販売機を設置して利便性を高めることはいいことだと思うんですけど、7倍にもなっているわけです。昨日の調達契約課の話では、歳入に係る分は上限が決められていないのでこういう価格になったということでした。また、利益云々よりも広告的なところも、業者さんも加味されて高い金額で入札されたか

わかりませんけども。また、平成25年3月の入札では、1台当たり16万円の予定だったのが、実際には3台で761万円と、1台当たり47倍の金額になっているんですが、これをどういうふうに考えていますか。これで業者さんがもうかるわけがない、利益が出るわけがないと思うんですけど、そういうふうなことで収入を得たということはどういうふうに考えていますか。もうかったからええわという感じですか。

平田管財課長

中村委員のほうから説明がありましたように、今回新たに自動販売機について競争入札ということをさせていただきました。結果として、特に2回目では相当な金額が出たということは、金額自体についてはすごい金額だという感想はあるんですけれども、現実2回目の3台につきましては本庁舎1階と3階の場所ということでございます。

業者さんとしては、新たに設置する場所でございまして販売の実績がございませんので、 どれぐらいかというのは難しい見積もりだったとは思いますけれども、結果としてこうい う金額を業者が出してきたことについては、具体的なところはわかりませんけれども、相 当位置的にいい場所なんだろうということもあると思います。

現実的にそれで利益がどれぐらいというのはちょっと私もわかりませんし、今実績として1年たっていませんのでどういう状況になるかはわからないですけれども、今後販売実績が出てくれば、ある程度業者さんも入札金額をどう見ていくかというのがあるんだろうとは思いますけれども。先ほど言われましたように広告という面もあるのかなというのは、ちょっと想像ですけれども感じております。

中村久雄委員

これ、5年間で1日何本売ったら業者さんが損せんぐらいになるんやろう。とてもやないけど追いつかないと思うんですよね。公共という意味ではこういう取引があってはおかしいんじゃないかと思うんですけど。その辺、今回自動販売機に関しては初めてなんですかね。今までの実績とかありましたら教えていただきたいんですが、初めてですか。

平田管財課長

一般競争入札にしたのは初めてでございます。

中村久雄委員

初めてのことで、非常に人気があったということもあるんでしょうけども、今後またこういうふうなことがあると思うんですけども、どういうふうな考え方で整理していくのか、 部長、これからのことも含めてご答弁ください。

倭財政経営部長

自販機についてご質問をいただきました。先ほども課長のほうから説明させていただきましたが、1点、私のほうから具体的な数字のことで若干触れさせていただきたいと思います。

まず、今7倍であるとか、そういうまず倍率のお話がございました。確かに各業者さんは売り上げを見て入札していただいたと思います。うちの予定価格の設定でございますが、これは、これまで自販機については、行政財産の目的外使用の許可をするような形にしてございました。それが、地方自治法の改正がございまして、行政財産の貸し付けという考え方を導入してまいりました、行政財産の有効活用というところで。そういうところで、これまでそういう入札はやってございませんでしたので、この予定価格につきましては、これまでの目的外使用許可に係る使用料を予定価格として挙げさせていただいたというところでございます。これまで目的外使用許可でいただいておった額を最低確保しないと入札制度を導入する意味がございませんので、その点で非常に乖離が大きくなっておるというところは、まずご理解をいただきたいというふうに思います。

その中で、確かにこれまで落札したものにつきましては、当然相当数売り上げておるところもございますけれども、確かにことし実施したものについては、まだ売り上げ額の実績が出ておりませんし、もうかるかというところになるとなかなか難しいという状況もございます。ただ、確かに想定価格の設定について、これまで結果もございませんでしたので、今後そういう結果を踏まえて、例えば販売本数をベースに予定価格というのが適正であるとか、そういうところは十分これからも検討させていただきたいと思ってございます。

中村久雄委員

今の話でいいましたら、9月4日に入札した部分はある程度業者さんの利益ベースも把握しているという答えだったと思うんですけど。この9月4日の部分は、まともな、ちゃんとした、お互いに利のある関係の価格だったなというふうな所見でよろしいでしょうか。

倭財政経営部長

例えば100万円で落札されたものが、具体的に、そうしたら何百万円売り上げがないと ペイできないとか、収支が合わないとか、そこまではわかりませんけれども、例えば落札 額以上に売り上げがあるかどうかというのは把握しておるところでございます。ただ、ま だ昨年度のものにしても9月執行ですので、実績というのは11カ月分しかありませんけれ ども、確かに各自販機によりまして売り上げは大分違いがございますので、そういったと ころはございます。

ただ、予定価格と落札額との乖離というふうなところは先ほど説明させていただいたというふうなところもございますので。現実的になかなか、初めての取り組みというふうなところもございまして、そういった状況になってございます。他都市さんも基本的には一般競争入札というふうな制度を入れて、自販機の設置に取り組んでおるという状況だと認識してございます。

中村久雄委員

他都市ではどういうふうな、どのぐらいの金額で落札されているとか、そういう把握は もうされているということでよろしいでしょうか。

中山管財課課長補佐

自販機の他都市での事例というところでございますけれども、インターネットで検索をかけますといろいろな情報が出てまいります。昨日私も調べてみましたら、最初に出てきたのが東京都の中野区さんです。今までの使用料全体が21万円だったものが入札にかけたら1600万円になったと。倍率にしますと75倍というような記事が出ておりました。

また、三重県でも平成23年度から設置する自販機について一般競争入札を実施したという事例がございまして、これにつきましてはトータル140台の入札をしたというところで、従前の使用料につきましては全体で466万円余の金額であったものが、この入札によりまして全部で1億9000万円ちょっとというような貸付料収入を得るに至ったと。倍率にすると約41倍といったようなものが出ております。

この自販機の入札につきましては、私どもが認識していますのは平成20年度からの大阪府での取り組みが一番最初だったのかなというふうに認識しておるんですけれども、当時大阪府さんで、台数はちょっとはっきり把握しておりませんが、300台とか、400台とか、

かなりの台数やったんですけれども、全体で560万円程度の使用料収入であったところ、 入札にしたと。それも各施設ごとに一番高い値段を示していただいた業者さんに落札とい う形をとっていったところ、全体でそれが3億円程度になったと。倍率にすると55倍ない し56倍というようなことですが、こういった取り組みが最初にあったのかなと。

これを皮切りにして、全国にそういった取り組みの流れがどんどん広がってく中で、私どもも平成24年度からこういった取り組みをさせていただいておると。同格都市といいますか、中核市、あるいは中核市候補市、全国で四十七、八市ございますけれども、実際の取り組みはどうかというのをインターネットなり、各市さんのホームページなり、電話での聞き取り等でちょっと調べさせていただきましたところ、全体の8割弱の自治体において、この一般競争入札によって自動販売機の設置事業者を選定しておるというような状況でございました。

中村久雄委員

他都市の状況をお聞きかせいただきました。ありがとうございます。この行政財産の貸し付けができるようになってから、全国的にすごい人気があるというところなんですけれども、その辺、業者のメリットがどこにあるのか。高額を出してまで、どこにそういう業者の食指が動く仕組みがあるんやろうかというのが不思議で仕方ないんですけど、その辺は押さえておられますか。

平田管財課長

業者にどういうメリットがあってこういう金額を出してくるかというのは、冒頭言いましたようになかなか現実に聞いているわけではないのでわからないですけれども、立地条件がよければ広告的価値があるというのも推測されるのかなとは思っております。

中村久雄委員

ぜひ今後も調査していただいて、歳入に関しては上限を設けられないという地方自治法の規制もあると思うんですけれども、こういう取引が成立していいのかなという思いはあって、びっくりされたということで思いは同じかと思うんですけれども、ちょっとその辺は今後も研究していっていただけますかね。要望です。

倭財政経営部長

ご指摘をいただきましたので、そういった状況は今後も継続して確認をするなりさせていただきたいと考えてございます。

ただ、1点だけ、再度申して申しわけないんですけれども、もともとの予定価格が目的 外使用許可ということで非常に低いもので、予定価格で落としますと当然利益というのは 非常に大きいというふうなところはご理解をいただきたいと思います。

森 康哲委員

低いことないやんか。今部長、低いと言ったけど、83万2448円が低いんですか、これ。 1台当たりに直すと16万円、月割りで5年間割ると月5000円ですよ。駐車場代ですわ。車 1台分借りるのと一緒ぐらいの値段ですよ、今市内でね。たかだか自販機は1㎡ですよ。 訂正してください、それ。

倭財政経営部長

額について、申しわけございませんけれども、今申し上げたのはトータルの平均というところでございまして、例えば施設によっては5年で数万円とか、そういったところもありまして、それによっての売り上げというところになると、当然それなりの利益が上げられるというところで、今の私の発言になりました。そういった意味で、施設によっては、新しい施設についてはそれなりの経費がかかるというところはございますので、それについては申しわけないと思います。

森 康哲委員

行政財産の目的外使用というのは、もともとその建物の償却の価値によってはじき出される金額だったと思うんです。その金額が妥当かどうかというのと、売り上げとは比例しないと思うんですよ。それを予定価格で出してきて、もともとの価格が低いからと部長言われたので意見を述べさせていただいたんです。

この価格が妥当かどうかというのもわからないと思うんですよ。高い低いというのは基準にならないということを部長は言いたかったと思うので、その辺訂正していただいて。

倭財政経営部長

済みませんでした。今のご指摘、大変申しわけないと思いますけれども、今中村委員さんもおっしゃられましたけれども、今後価格とか、そこら辺についは実績等も踏まえた上で研究させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

森 康哲委員

中村委員が最後におっしゃいました。びっくりしたって感じたでしょうと。この数字を聞いた人はみんなびっくりしているんですよ。 3 台で2300万円余、何それって。先ほど全国の事例、大阪市を初めいろいろな都市の事例も挙げていただきましたが、億の金が動くこともあるよということを教えていただきました。

今まで、とうちゃん、かあちゃんで酒屋さんがやったり、牛乳屋さんがやったり、また、福祉団体が窓口になって自販機を設置していたところがそういう入札に参加できると思えますか。一遍に2000万円、1億円払えといって払えると思いますか。それを行政がもうかったらええやないかという感覚で入札にしていいものかどうか。

きのうの総務部の審査でも発言しましたけれども、もう一度この案件に関しては入札に してもいいのかどうかというところを考えるべきなんじゃないのと提案しましたが、もう 一度同じことを尋ねます。部長、本当に行政としてこれを入札で今後もやっていくおつも りなのかどうか、お尋ねします。

倭財政経営部長

実際、全庁的な自販機の現状でございますが、現在トータルで140台程度設置しております。そのうち一般競争入札に付したのは21台という状況でございます。これまでも、先ほど森委員さんのお話もございましたけれども、140台あるという中では、例えば障害の関係の団体さんでありますとか、母子福祉関係、これは法律に基づくそこら辺の設置についてというふうなところもございまして、それについては引き続き目的外使用許可というふうなところでさせていただいているところでございます。

全てが全て一般競争入札でやるということはこちらも考えてはございません。やはり、 その施設、施設でこれまでの経緯もございます。そういったところを踏まえながら、これ まで一般競争入札という制度を導入させていただいたところで考えております。確かに額 的に非常に大きいというところが今回出てきてございますけれども、そういった中では施 設ごとに一般競争入札を入れるべきかというところを一つ一つ今後も検討しながら制度を 適正に実施していきたいというところもございます。

確かに額的に非常に大きくなったということでございますので、そういった中で、5年間の契約はございますけれども、5年間たった段階で販売本数、ある程度売り上げ額が明確になれば、当然それなりの額でという形になろうかというところでございます。全てが一般競争入札と、そういう形では考えてございませんので、施設ごとに合った形で今後も適正に制度を運用していきたいと考えているところでございます。

森 康哲委員

まだわかってもらえんのかな。5年待たんでも、1年実績を見てみれば、数字はわかるはずなんですね。12カ月で数字は出てくると思うんです。それを見て、今後とも新規の物件に対して入札にするべきかどうかという判断はできると思うんです。

もう一つ、角度を変えてお尋ねしますけれども、これまでの一般競争入札に福祉団体、 及び個人商店の入札参加ってありましたか。全て大手じゃないですか。その辺ちょっとお 尋ねします。

中山管財課課長補佐

これまで2回ほど入札をさせていただきました。事業者さんとして複数の参加をいただいておるわけですけれども、今、森委員がおっしゃるように、いわゆるベンダーさん、自動販売機を設置して広げようとしておられるベンダーさんがほとんどでございますが、わずかではございますけれども、個人商店さんも入札には参加をいただいている事例がございます。ただ、福祉団体さんにつきましては、今まで入札に参加をいただいた実績はございません。

森 康哲委員

恐らく落札した業者さんは大手のベンダーさんだと思うんですけれども、それだけの資金力があるところしか落札できないような入札制度、下限は設けられるけど、上限は設けられないという法律がある以上、青天井なわけですよね。どういうふうに工夫したらいいのかというのを前々から、去年から私議論させてもらっていると思うんですけれども、それができない以上、こういう数字が出てしまったということで、やはりここで一度立ちど

まって、もう一度、これを入札にしていくのがいいのか、小さな個人商店や福祉団体さんと共存共栄でやっていくのがいいのか、それを考えるべきだと思うんですが、もう一度、 部長、考え方をお願いします。

倭財政経営部長

確かに導入して1年でございますので、改めて結果は検証させていただきたいと思います。そういった中で、私どもといたしましては全体を見る中で一回検証させていただいて、 その内容についてチェックをかけさせていただきたいと思います。

森 康哲委員

また検討結果を報告していただきますようによろしくお願いします。

毛利彰男委員長

本件の関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

なければ休憩に入りたいと思います。11時20分再開とさせていただきます。

11:04休憩

11:19再開

毛利彰男委員長

休憩前に引き続き、財政経営部の決算分科会を再開いたします。委員の皆様方、質疑が ございましたら。

荒木美幸委員

収納率についてお伺いをしたいと思います。まず、本当に収納推進課の皆さんには日ご

る頑張っていただいていると私は思っていますし、市民相談でも何件もお世話になりました。とても私が感心しているのは、ただ取り立てるというスタンスではなくて寄り添うという姿勢を感じさせる方が多いんですね。私はこれ、とても大切なことだと思っていますので、本当に前課長もそうですけれども今の課長も本当にしっかりやっていただいているなということは感謝をさせていただきたいと思っています。

その上で、滞納整理というのはすごく難しいとは思いますけど、やはり公平性とか、あるいは会計上の問題もありますので、しっかりと取り組みをしていかないといけないんですが、昨年、これは原課だけの問題ではなくて全庁的に取り組んでいかなければいけないということで、基本方針を作成するといったようなお話があったように伺っていますけれども、その基本方針の進捗状況といいますか、どの程度まで進んでいるのかというのをお聞かせいただければと思います。

倭財政経営部長

債権管理の取り組み状況ということで、私のほうから報告をさせていただきたいと思います。先ほど荒木委員さんのほうからご紹介がございました基本方針でございますが、これはたしか2月定例月議会に総務常任委員会協議会の場にお示しをさせていただいて、基本方針を定めまして、実際今年度取り組みをさせていただいてございます。

その中で、推進本部会議というのを設置をさせていただきました。そのメンバー構成といたしましては、債権を持っている各部長さんにお入りいただくと。部長がやっぱり先頭を切ってやってもらうというふうな形をとらないと、なかなか債権管理全体では物すごい額になってございますので。一般会計で収入未済30億円ですか、それから特別会計で30億円、企業会計で40億円、トータル100億円の収入未済があるという中で、そういう形で本部会議を設置させていただきました。副市長を一応トップに、部長さんに入っていただいて、具体的に目標を定める中で、今年度の取り組みの集約をさせていただいて、今取り組みを進めておるという状況でございます。

今の取り組みとしては以上のような状況になってございます。

荒木美幸委員

どうもありがとうございます。ここにもいろいろお示しいただいている中で、やはり国 民健康保険料もありますし、介護保険料もありますし、いろいろなものがあるわけですけ れども、やはりそれぞれの原課というのは、まずその部の状況ということで、取り立てという言葉を使っていいかわかりませんけど、それに努力されていると思うんですが、やはりこれいろいろなものがありますから、総合的に見て何を優先して収納するといいのかというコントロールができるのは、私、収納推進課だと思っているんですね。

例えば保育料なんていうのは、もちろん悪質なケースもあるんですけれども、子供がみじめな思いをしないような配慮をしなければいけないと思いますし、また国民健康保険料というとやっぱり高いですね。市民の皆さん、本当にこれは高いという認識で、こんな高いの払えないというのが現状なんですね。そういった声にも耳を傾けていただきながら、何を優先していくのかということも全部収納推進課のほうでコントロールをしていただきたい。

それこそ先ほど冒頭に申し上げた寄り添う収納推進課というんですか。私も市民の方の 声をお聞きするんですが、やはり取り立てをされるときでも状況をよく聞いていただいて、 本当に共感をして耳を傾けてくれる様子を見ると、申しわけないけれどもという気持ちが ありながらも、納めなきゃいけないなという気持ちが働くというふうにおっしゃるんです ね。だから、その点のところは技術的なことも必要かと思いますけれども、しっかりとそ ういった心ある取り組みをしていただくことをお願いします。

もちろん、今この額を聞いて、すごいなと改めて思うわけですけれども、そういったところは、これをしたら全部回収できるというものは何もありませんので、一人一人の市民にどう丁寧に対応していくかということの積み重ねになってくると思います。それについての職員の方のスキルもそうでしょうし、マインドであったりとか、やはり背景を知る、そういった広い気持ちであったりとか、そういったところの指導なども含めて、この収納推進を進めていただきたいなということ。これは市民からの声でもありますので、伝えたいと思いましてご意見をさせていただきました。

倭財政経営部長

滞納整理、債権、いろいろございますが、それについて今ご意見いただいたように、やはリー人一人十分その状況を把握した上というふうな形で今後とも進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

毛利彰男委員長

他にございませんか。

石川勝彦委員

再度お尋ねいたします。行革プラン改革に関係してお尋ねするんですが、昨日も監査事務局の決算審査で申し上げたのですが、全市的、横断的な歳出の予算に関係していくことですので、総括する財政経営部に詳しいことを聞かせていただければと思います。

かなり昔から時間外勤務手当の額は13億円をオーバーしておるというふうに思います。 それから、補助金にしても膨らみつつあると思いますし、委託料にしてもなかなか見直し が進んでいないというふうに思います。それぞれ、平成24年度の時間外勤務手当はどれだ けであったか。それから、補助金の総額、委託料の総額について教えていただきたいと思 います。

市内の方は非常に暇な方が多くて、パソコンの時代になりながら相変わらず何階のこの 辺は電気が毎日ついとるとか、詳しい報告書を丁寧に私のところへ頂戴しておって、これ が結構続いております。時間外勤務も減っておるという様子は伺えないと思います。

補助金につきましても、これは徹底的にサンセットでやるべきであって、初年度から3年間やるにしても、終わった時点で同じような状態に、もとに戻っておるような状態であったら補助金の意味がないと思うんですね。補助金で事業を展開しておるというようなことでは決していい状況に進んでいかないと思います。その辺のところ、それぞれの部署の指導等が行き届いていないと言えば言えますし、ずっと習慣になって当たり前のような状態で理解されておるということで予算請求されて、スムーズに補助金がいただけるというような状態。

委託料につきましても、技術者が少ないということと、チェックすることが十分でないということと、現場の状況がはっきりわからないということで、建設物価の本をもとにして答えを出しておるというような状態で、結果的に委託料はいつもプラスアルファになっていくということですね。厳しい時代ですのでそれはやむを得ないところがあると思いますが、よく聞かせていただくのは、市のほうで仕事をもらっているのでおかげさんで息がつなげるわと、こういうことを言われるといろいろと複雑な思いをさせていただくことが多くございます。

補助金につきましては、新潟市の取り組みは大変厳しいものがあります。政令市である

からというわけではなく、補助金にメスを入れておる市として、新潟市は非常に熱心にやっていただいておる。決してパーフェクトではありませんけれどもかなり熱心である。川上、川下についてのチェックが行き届いておるということですね。だから、各部署に向けて補助金を出す場合には、徹底的に補助金の報告ですね、そういったものもとるという形をとっていかないと、内容もチェックするということも必要になってこようかと思います。

こういった時間外勤務手当、あるいは補助金、委託料について、財政経営部として決算時、どういうふうにそれを精査、判断しておるのかですね。歳出の数字をどう読み込んで次の予算に向けて参考としておられるのか、その辺のところをお聞かせいただければというふうに思います。

荒木財政経営課長

大きく3点についてご質問いただいたということでございますが、平成24年度の決算額の委託料、補助金、時間外手当、これについて今調べにいかせておりますので、その具体的な数字につきましては後ほどご報告させていただきたいと思います。

まず、時間外勤務手当の適正な管理と申しましょうか、それにつきましてご答弁申し上 げます。これにつきましては、当然のことながら人員管理というか、定数の管理と一体と なって、所管する人事課とタイアップするような格好で取り組んでございます。

具体的な取り組みを申し上げますと、まず前年度の時間外勤務が1年間で全体で何時間やったんやというようなことを把握した上で、平均月の時間外勤務が30時間以上の所属にあっては、人事課と私どもとタイアップいたしまして、1年間の今後の見込みの適正化計画というようなものを各所属長に計画していただくようにお願いしてございます。その計画をもとに、実際の次年度の予算算定時期の前でございますが、11月、12月ぐらいに取り組み結果 半年ぐらいしか出てございませんが をもとに所属長にヒアリング、人事課と合同でさせていただいてございます。

時間外勤務につきましてはいろいろな要因が多うございます。例えば特殊要因で災害の多い年でございますとか、あるいは選挙手当等々で、特殊要因として認められるものについて、結構時間外勤務の時間数がかさんだというぐあいもございますが、ただ、その特殊要因を除いた平均と申しましょうか、特殊要因を除く時間外勤務数については、先ほど石川勝彦委員からご指摘のあったように年々ふえておるというようなことは認識してございます。その上で、各所属とタイアップする中で適正化に取り組んでいただいておるという

ような状況でございます。

それと、委託料のチェックでございますが、委託料に関しましては毎年度、施設管理であれば長期計画と申しましょうか、3年間の委託契約、指定管理でいきますと5年間というような委託契約を結んでございます。その上で、単年度で幾らやという契約を結ぶわけでございますが、ただ、おっしゃっていただいたように、うちから、きちっとこの業務をお願いしますというような業務がきちっと履行されているかというようなことをチェックするということが非常に重要なことになろうかと思いますが、その辺の部分につきまして、例えばその仕様のチェックでなされていないということになれば、それこそ委託料の減額であるとか、あるいは委託料の見直しとかいうふうなことにつながっていくものというふうに考えてございます。

次年度の予算にどういった反映をしているかということでございますが、その委託の状態を踏まえた中で、各課から要求が来ます。その要求の中で、前年度の実績、過去の実績状況を勘案する中で予算に反映しておるというような状況でございます。今年度におきましては、若干委託料に関しましては人件費等々が上がっておるというようなこともございまして、この単価がふえているということにつきましては認識してございます。

また、補助金でございますが、これにつきましては議会の皆様にもご議論いただいてございます。去年の決算常任委員会全体会においてもさまざまな意見いただいてございますが、私どもといたしましては、平成21年度に策定しております補助金の見直し基準という項目がございます。この項目に沿った形でチェックシートを作成しておると。なお、昨年度でございますが、このチェックシートも若干のバージョンアップを図ってございます。それが1点でございます。

それと、この見直し基準の中では、原則として補助金の交付に関しては3年間をサンセットと申しましょうか、見直しの時期ということで、3年間振り返った中で、次も続けていくんか、あるいはどういう点を見直していくんかという補助金の評価調書というものも新たに作成させていただき、終期と申しましょうか、見直し時期を迎える補助金にあっては、予算要求時期にその見直し調書も評価調書の添付資料としていただいてございます。そういった取り組みを進める中で、適正な管理と申しましょうか、補助金のあり方についても順次見直しを図っているような状況でございます。

石川勝彦委員

力強いご答弁であったと思います。そのとおりにいっておれば心配ないんですけれども、例えば一番後ろからいえば補助金は見直し基準というものがあります。これは東大の先生と1時間ほど話をする機会があったんですが、大分誤差がありますねということを教授みずからが言われまして、そういうことであると、結局見直しが十分されていないし、見直しされたからといって、それがしっかりと基準どおりに守られているかというとそうじゃないような傾向があって、非常にひどい状況下にあるから、私はいろいろ申し上げたわけですね。

評価調書と言われるけれども、調書はどうにでも書けるんですよ。監査事務局には言うたんですが、改善事項を書類で出してそれを受け取ってしまいということでは監査の役割を果たしたことにならんよと。もっと徹底的に現場でしっかりと現状を把握しながら、本当に調書のとおりだということを確認しなさいと。忙しいだろうけれどもそれぐらいはやりなさいと。書類を出しておけばよしというものではないし、書類を見てよしというような判断をする、そんな時代ではないと思います。これから財政事情が非常に厳しくなっていく中で、ざるに水を注ぐようなことであってはいかんわけですね。だから、その辺は財政経営部としてぐっと締めてかかっていただかないと、ざるになってしまうというふうに思いますね。

それから、委託にしても、例えば1社しかない場合は言うがままですね。例えばエレベーターでもそうですが、例えばA社のエレベーターですと、A社しか点検はできないというふうに思われているのかしれませんが、どれだけ言うてもわかっていただけない。結局A社のエレベーターはA社しかじゃなくて、B社も、C社も、D社も、全部、他社の研究はしているんです。だから、そういうところに発注すると。いろいろな自治体を調べてみてください、とにかく半額でやっていますよ。本市はいつまでたってもそのメーカーしか点検をさせていないでしょう。だから高いお金を出しているんです。

こういうような状況は決していいことではありませんし、人件費が上がっているから認めておるような言い方をされたんですけれども、先ほど言いましたように、四日市市さんに仕事をいただいているからうちはもっているんです、3年間仕事をいただいているから本当にありがたいんです、回っていくのはこのおかげですと、こういうことをうれしい顔をしてどなたも言われますと何かいいことをしているような気もしますけど、だけれども、原点に帰っていけば決していい状況ではないと思います。費用対効果を考えたら行き過ぎ

ということもあろうと思います。

点検はちゃんとされる。いろいろなこと、委託されたことについては一生懸命されています。しかし、それがどんどん加わっていくということについては、やっぱり精査できるような技術者の能力をきわめていただかないといけないと思いますし、それをダブルチェックする機能として財政経営部があろうと思うんです。だから、どういうチェックの仕方をしたんだということもチェックしていただくということも大事かと思います。委託先は非常に多いですよね。だから、担当者が1人、2人おってもいいわけですよ。指定管理者なんかはそう多くないですから、北九州市みたいに二百幾つあって4人の人が専門で全部回ってチェックしているというのとはおのずと違いますけれども、委託料についてはそういう専門性が高いわけですから、専門性の高い人がチェックする。いわゆる財政経営部の中に1人、2人、3人おってもいいと思いますね。

それから、時間外勤務ですが、適正化計画を出すようにお願いしておるということで、それをもとにヒアリングしているということですが、実態をご存じないからそんなことを言われますけれども、年間13億円から15億円を超えておるような大変な時間外勤務手当が出ていますね。こういうような状況は決して仕事熱心やなと褒められたものではないと思いますね。フレックスタイム制とか、そういう制度を取り込んでもいいわけですけれども、恐らく部署によっては多少のことはされていると思います。夜しか仕事がはかどらないというか、そういうこともあろうかと思いますので、その辺のところも健康管理という意味から臨機応変にやっていただきたいと思います。

それから、確かに十数年前から比べれば職員も減りました、仕事量もふえました。市民協働とはいえ、行政の役割はますます細かく、多くなってきていますよね。それを処理しようと思うと大変だと思います。どうしても時間がかかると思いますが、もう少し効率よくやっていただく必要があるのかなというふうに思います。あえて申し上げておきます。

その点、平行線をたどりながらお話ししておっても始まりませんので、どうぞひとつしっかり受けとめていただくようにお願いしておきたいと思いますが、今申し上げたことに対して何かコメントございますか。

倭財政経営部長

委員からご指摘いただいた時間外勤務につきましては、課長のほうからも説明させていただきましたように、やはり各所属の所属長のマネジメントにかかるところが大きいとい

う認識がございます。こちらとしてなかなかその中に個々に入っていくことはできませんけれども、例えばある程度多いところにつきましては、実際人事と財政と当該所属長を交えて具体的にどういう形でやるんだというふうなところもやらせていただいているという状況もございます。

補助金にいたしましてもご指摘いただいたわけでございますけども、こちらの認識といたしましても、やはり行政がやるよりも、補助金を出してやっていただくほうが公益的に効果があるという、その基本原則のもとに執行してございます。そういった観点で、さらにチェックなりは、予算、それから執行段階でもこちらのほうから指導させていただくと、そういうスタンスで臨みたいというふうに考えてございます。

委託料につきましても、そのチェック能力というところにつきまして、特に業務委託というふうなところの積算でいうところは弱い面がございます。これは全国の市町、どこにしてもなかなかそこら辺が弱いというところでご指摘をいただいておるところでございますけれども、そういったところを今のご指摘を踏まえる中で、さらに財政といたしましても強化を図っていきたいと思いますので、事業一つ一つについて調整をさせていただいた中で、今のご意見を踏まえながらさらに磨きをかけていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

石川勝彦委員

今ご答弁いただきましたが、どうぞひとつこの場限りのご答弁じゃなくて、全市的、総合的な、横断的な取り組みをしていただくように。そして、時代が変わりつつあるわけです。変わっておるわけですね。そういう中でどうあるべきかということをしっかり方向づけしていただくことが非常に重要であろうかなと思います。部局間の温度差のない調整を今後に期待したいと思います。

毛利彰男委員長

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

石川勝彦委員にお尋ねします。資料を見てから討論に入らせてもらったほうがよろしいでしょうか、それとも、後でもいいということであれば。

石川勝彦委員

大体出てくる前にわかっているんですけれども、あえてみずからこのとおりだということを見せていただくということですので、大体私の数字とマッチングしていると思います。 みんなその辺は見ておりますから必要ありません。

毛利彰男委員長

よろしいですか。

石川勝彦委員

はい。一応提出はしていただきますけれども。

毛利彰男委員長

事後に資料は提出していただきますようにお願いします。 それでは、ご質疑もないようですので、これより討論に入ります。 討論がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第54号平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についてのうち、一般会計歳出第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第22目諸費中市民税課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費、桜財産区につきましては、認定すべきものと決してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第54号 平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についてのうち、一般会計歳出第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第22目諸費中市民税課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費、桜財産区について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。〕

毛利彰男委員長

本件につきまして、全体会へ上げる項目があるかどうかお尋ねをしたいと思います。

中村久雄委員

先ほど質問していました、目7財産管理費の公共施設ストックマネジメント事業費の自動販売機に係る一般競争入札の件で、いろいろ計算していきましたら、3月5日執行分は2285万4000円の3台で5年契約、これで1台当たりが1年間で761万8000円と。1日当たりに計算しましたら、1日6000円の契約になります。缶ジュース1本120円が粗利30%ぐらいとして40円で計算したら、1日150本売らなあかんと。これが時間当たりに計算したら、営業時間が決まっていますから、1時間15本売らなあかんという計算になります。全国平均の自動販売機の販売数は1日当たり13本です。また、9月4日の執行分に関しては、1日当たり17本売ればある程度利益が出るという形になりますけども、この9月4日執行分と3月5日執行分、今の法律的にはなかなか難しいものもあるかと思うんですけども、また全国の自治体の話も聞きました。そういう部分で全国的な規模になっているということで、全国的な問題になっているということですね。この部分は非常に問題があるかなと。それと、公共という意味での地場の育成ということもあるかと思います。質疑の中であったように、落札しているのは大手のベンダーのみであるという状況に鑑みたら、一度全体会において、こういうことを進めていくべきかどうかのことも含めて検討してはどうか

と。きのうの総務部のところにもありましたように、所管も幾つかにまたがっていますので、全体会に上げて皆さんで議論をしたいというふうに考えます。

毛利彰男委員長

他に全体会に上げたい項目はないですか。よろしいですか。

中村委員より、第1項総務管理費第7目財産管理費の自販機の件でございますが、入札と入札結果についての妥当性、あるいは考え方、それから所管がまたがっているという、そういう理由で全体会に上げたいというご提案をいただきました。これは皆さんに諮らなければならないので、賛否を問いたいと思います。

ただいまのような理由で、第7目財産管理費、自販機の入札と入札結果について、その 妥当性、あるいは公共性、考え方を全体会で議論したいという提案をいただきました。賛 否をとらせていただきます。

この件を全体会に上げることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

毛利彰男委員長

賛成少数で、これは全体会に上げないということに決したということでご理解いただき たいと思います。

休憩に入らせていただきます。再開は午後1時というふうにさせていただきます。

11:54休憩

13:00再開

毛利彰男委員長

休憩前に引き続き総務常任委員会を再開いたします。

ここからは補正予算の審査に切りかえさせていただきます。

議案第58号 平成25年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

毛利彰男委員長

議案第58号平成25年度四日市市一般会計補正予算(第3号)第1条歳入歳出予算の補正 歳入全般ということでございます。

委員の皆様方よりの追加資料の請求はありませんでしたが、地域の元気臨時交付金について補足説明をいただきたいと思います。

荒木財政経営課長

8月21日の全体の議案聴取会の際に、地域の元気臨時交付金、これは国庫支出金になりますが、それの資料についてちょっとわかりにくいというようなことで、再度わかりやすい資料をということがございましたので、ご用意させていただきました。8月補正予算参考資料追加分ということでよろしくお願いします。先日の委員会の議案聴取会に間に合いませんでしたもので、おわび申し上げます。

まず1ページをお願いいたします。まず全体の構成ですが、1ページ目についてはこの 交付金の制度の概要と申しましょうか、概要が1ページです。2ページ目につきましては、それを活用していく際の本市の考え方ということで整理させていただきまして、3ページ目につきましてはその活用に当たっての参考資料といたしまして、どんな事業に充当する のといったところで整理させていただきました。若干その辺が入り組んでございましたもので、若干わかりやすく工夫させていただきました。

1ページ目をお願いいたします。まず概要でございますが、平成24年度になりますけれども、国の経済対策というのが実施されまして、それに伴って地方の経済対策を実施するわけですが、それに伴いましてやはり地方にも負担がかかるということから、その地方の負担を補塡するためにこの臨時交付金というものが制度的に設けられてございます。

それで、交付限度額についてでございますが、地方負担額、実施する事業の事業費から 国庫支出金を引きまして、その残りの部分が地方負担額ということで整理されておりまし て、それに対しまして本市の場合は0.7を掛けるということではじき出されていきます。 それと、一つ段落を飛びましてスケジュールについてご説明申し上げます。こちらの部分 につきましては以前の資料にはなかった部分で追記させていただいた部分でございます。 まずこちらの交付金でございますが、1次分と2次分というふうに分かれてございます。 配分が分かれておるというふうに考えていただければと思うんですが、まずその1次分で ございますが、平成24年度中に国が交付決定を打ったものが1次分。平成25年度に入って から交付決定が打たれたもの、これが2次分ということで整理されてございます。

現在は1次分が5億258万1000円ということで5月28日に内示があったわけでございます。2次分の動きでございますが、まずこちらに記載がしてございませんが、9月5日に照会が来てございます。交付限度額の最終内示、これが10月の下旬ごろの予定というふうに伺ってございます。その後、2次分の最終内示があってからそれに基づく計画書を提出します。それに基づきまして交付決定が打たれるということでございます。それから当然のことながら交付という流れになってまいります。

充当事業でございますが、大前提が本年度中に完了できる投資的事業ということで整理されてございまして、新たに実施する事業でも本年度中に終わればよいと。また、平成25年度、もう既に当初予算は計上してございますが、これについても本年度中に終われば結構ですよということになってございます。

2ページをお願いいたします。そういった制度の概要に基づきまして、本市の活用の考え方でございますが、先ほども申し上げましたように、本年度中に完了できる新たな投資的事業ということですが、投資的事業そのものが多額の額、あるいは工期を要するということですもので、新たに実施するという事業はなかなか難しゅうございます。また、投資的経費というのは、推進計画事業で計画的に実施してございますもので、これはなかなか難しいだろうという考え方に立ってございまして、当初予算に計上してございます事業に充当するという考え方でございます。

それによって当然国庫支出金が財源として当たりますもので、今まで当たっていなかった特定財源が当たることになります。それによって財源が浮いてきます。これ、税等の一般財源でございますが、その浮いてくる財源をもって施設修繕でございますとか維持補修、さらには後年度負担を軽減するための、例えば都市基盤・公共施設等整備基金などに積み立てていきたいというふうに考えてございます。

そうしたら当初予算に計上しておる事業というのはどんなものがあるのやということで ございます。それが3ページに整理させていただいてございます。現時点ではございます が、全体、上の表でございますが、投資的経費ということで、総務費から教育費まで33事 業ございます。金額にいたしまして国庫支出金とその他の部分を除く地方債と一般財源と いうところのA足すBでございますが、トータルで19億6600万円余あるということになってございまして、この分のどの事業に充当しても構わないということでございます。

例えばでございますが、その下の表に記載してございますが、8月補正における財源譲渡の考え方でございます。平成25年度当初予算で上の表でございますが、財源内訳として当初予算額、事業費でございますが、三つの事業を足しまして2億2610万円ということになってございました。一般財源は当然のことながら1億4720万円要るということになってございますが、これに充当させていただくと、交付金支出金の欄でございますが、ゼロであったものが、8月末でお願いしていますのが1億4540万円余ということでございますもので、ここに財源が入ります。そうすると、一般財源は差し引きでございますので、同額が浮いてくるというようなことで活用させていただきたいと考え方でございます。

ちょっと戻っていただきまして、2ページでございます。8月補正の予算計上の考え方でございますが、四角の箱のような考え方に基づきまして、8月補正では既に内示を受けております1次分である5億258万1000円の一部、1億4540万2000円を活用いたしまして、この表にございます10事業を予算計上しておるというふうな考え方でございます。

説明は以上でございます。

毛利彰男委員長

ありがとうございました。質疑をお受けしたいと思います。発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

別段ご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第58号平成25年度四日市市一般会計補正予算(第3号)第1条歳入歳出予算の補正

歳入全般につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第58号 平成25年度四日市市一般会計補正予算(第3号) 第1条歳入歳出予算の補正歳入全般について、採決の結果、別段異議なく可決すべ きものと決する。〕

毛利彰男委員長

なお、この件につきまして、全体会へ上げるものがあるかどうかを確認させていただき たいと思います。ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

全体会には上げるものはないというふうに判断をいたします。ありがとうございました。

議案第59号 四日市市税条例の一部改正について

議案第63号 四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一 部改正について

毛利彰男委員長

続きまして総務常任委員会に切りかえさせていただきまして、議案第59号四日市市税条例の一部改正について並びに議案第63号四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正についての審議に入りたいと思います。

ご説明は以前いただいておりますので、特に追加資料はありません。したがいまして、 委員の皆様方より質疑を受けたいと思います。いかがでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

別段ご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第59号四日市市税条例の一部改正について並びに議案第63号四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第59号 四日市市税条例の一部改正について、並びに議案第63号 四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正についてについて、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

毛利彰男委員長

財政経営部所管の議案についての審議は以上となります。

13:14休憩

13:29再開

続きまして、歳入の審査に移りたいと思います。

議案第54号 平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について 一般会計

歳入全般

毛利彰男委員長

それでは、歳入の審査に入ります。

議案第54号平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についてのうち、 一般会計歳入全般について審査をいただきたいと思います。

追加資料はございませんので質疑に入りたいと思います。質疑のある委員はよろしくお 願いします。

竹野兼主委員

主要施策実施報告書の7ページ、一般会計歳入についてなんですが、市税の不納欠損額 1億3229万2961円、これが前年度から増額しているという状況があります。この理由についてお答えいただきたいと思います。

中根収納推進課長

不納欠損の増加でございますけれども、平成23年度から平成24年度にかけまして約864 万円ほど増加しておるというところでございます。それで、資料のほうに書かせていただいているんですけれども、三つの大きな理由として、執行停止が3年経過したもの、即時消滅、それと時効というのがあり、執行停止の3年経過という分で347万円増額をしております。それから即時欠損というのが574万円増額でございまして、時効については56万円減額ということになっております。

それで、全体を見ますと、税目で固定資産税のほうが980万円ほど増加をしておるかと思うんですけれども、この理由の中で固定資産税の執行停止3年経過というのが428万円減額をしておりまして、主な理由としましては固定資産税の即時欠損というものが1750万円ほど増額しております。この即時欠損というものにつきましては、固定資産税というの

は物件があれば課税があるわけですから、それを欠損するというのは、法人なら法人が所有する物件が抵当権者から競売等にかかって、その後、事業廃止や倒産、個人の方ですと破産、あるいは担税力の回復が見込めないような状況、その場合に即時欠損をさせていただいています。増額の主な要素としては、固定資産税の欠損額が多かったということで考えております。

毛利彰男委員長

他にございませんか。

伊藤嗣也副委員長

歳入の資料の7ページの市営住宅使用料についてお聞かせください。こちらの金額の中 にケーブルテレビの受信料をもらっているのかどうかお答えください。

荒木財政経営課長

CTYの受信料という名目に関しては入居者からは取ってはございません。

伊藤嗣也副委員長

利便性係数でもらっているというふうな理解をしてよろしいんでしょうか。

荒木財政経営課長

おっしゃっていただいたように、市営住宅の入居者がいつでもケーブルテレビ、テレビを見られる環境ということで整理させていただいてございますもので、そういった利便性に対しまして市営住宅の使用料の中に利便性係数 そういった利便性の向上に対する係数でございますが その係数を上乗せする格好で市営住宅の使用料として相当分をいただいておるという認識でございます。

伊藤嗣也副委員長

そうしますと設備のほうに入っているというふうな理解をするのですが、例えば配線設備なんかは前の年に行われているのではないかと思うので、利便性係数というふうな捉え方はどうかなと思うんですが、その点だけもう一度ご説明ください。

荒木財政経営課長

利便性係数でございますが、これにつきましては市営住宅が位置する区域とか、あるいは周辺の環境でございますとか、あるいは委員さんがおっしゃっていただいた設備、具体的には例えば風呂がまでございますとか、そういった環境に対しまして利便性が向上するということから、この利便性係数というものを設けて公営住宅使用料に含めてございますので、環境が整った段階で利便性係数を掛け合わせるというような格好で、市営住宅使用料として徴収しております。

伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

それでは、次へ行かせていただきます。12ページから16ページの不納欠損額及び収入未済額の部局別明細についてお聞かせください。ちょっと収納率が全く書いていない、ゼロといいますか、そのところだけちょっと教えていただければと。

例えば16ページの教育委員会のガラス賠償金ですが、33万円が平成22年度から平成24年度まで全く返済されていないわけです。これは平成10年に発生したガラスの学校での事件であると。これがなぜ十四、五年たった現在もこの状態が続いておるのかということが1点。これ、事件であるとなると、もう少し強い形での動きが必要になってくるのではないか。もう十四、五年も経過しておるという背景ですね。

それから、15ページでございますが、旧北勢公設地方卸売市場組合未収金、これもなかなか平成22年度から平成24年度まで1円の収納もされていないわけですが、この辺も例えば生活困窮、倒産、破産、行方不明とかそのような理由であればわかるんですが、もう少しこれもきつく分納等を含めた回収はなされるべきではないのかと。

それから、同じページの市営住宅課の下から二つ目の住宅新築資金等貸付金なんですが、これも5%、7%、4%とか非常に低い数字なんですね。本人が死亡していたり、失業、病気というふうな理由になっているんですが、当然これお貸しするときに保証人とか、その辺担保をとっておられると思うんですね。その辺の回収状況がちょっと見えにくい状況にあるのでご説明いただきたい。

最後ですが、12ページの健康福祉部の災害援護資金貸付金なんですが、これも1%とか、0.84%、0.18%なんですが、これ昭和49年、昭和51年の災害ですが、被害者の方が非常にお気の毒な状況において市が貸し付けをされた。ただ、現在平成25年ですから、かなりの

年数たっているにもかかわらず、ほとんど返済されていないような状況になっておるんですね。借りられた方が亡くなられておるとか、行方不明とかで困難なケースもあると書いてあります。確かに困ったときに市が貸し付けされたわけです。だけれども、回収もやはりきちっと分納でもいいので、もう少し市民に対して説明ができるような回収をとっていただく必要があると思うんですが、簡潔で結構ですので、その辺の今後の進め方とかこれまでの経緯を教えてください。

荒木財政経営課長

ちょっと順序は前後するかもわからないんですが、まず16ページのガラス賠償金からご説明申し上げます。これにつきましては、収入未済理由のところにも書いてございますが、平成10年度に発生した学校ガラス破損事件ということで、生徒が故意にガラスを割っていったというようなことで事件というような表現になってございます。この件につきましては、一部は原因者負担ということで支払っていただいておったんですが、その後、途中から交渉が決裂して、亀山市のほうに転居したということでございます。これにつきましては、私債権でございますので時効ということがあり得ませんので、法的措置等も含めて検討していかなあかんというふうな認識に立ってございます。

ほかにも幾つかご指摘いただいたんですが、ご指摘いただいた部分に関しましては全て 私債権というふうな整理をしてございます。ガラス賠償金と同様に、やっぱり委員さんに もご指摘いただいたように、かなりの期間、一定期間滞っておる、あるいは少額であると いうようなことでございますので、法的措置ということも視野に入れながら取り組んでい きたいと。法的措置に関しましては市営住宅課のほうで一部取り組んだところもございま すので、その辺と情報の共有を図りながらご指導をいただく中で、個々、実態に応じて取 り組んでいきたいというふうに考えてございます。

伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。強い姿勢を示していただいたと理解いたします。市民の皆様から税をきちっと頂戴しておるわけでございます。その中で、やはりきちっと回収するということも、地方自治体は大切な役割を担っておるというふうに思っております。したがいまして、分納であったり、その人が返済できる形を十分協議していただいて、少しずつでもいいから返済していただく。それから、どうしてもそういうことが理解いただけない方

においては、先ほどもおっしゃっていただいたように法的なことも視野に入れて対応して いただくことを強く要望して、終わらせてもらいます。

森 康哲委員

1個前の質問の関連で、市営住宅使用料の利便性係数なんですけれども、ちょっと詳しく教えてほしいんですけれども、入居者から C T Y の料金を利便性係数で取っているということなんですけれども、金額的にはどれぐらいになっているんですか。

荒木財政経営課長

私、予算調整で知りうる範囲のことで申し上げてございましたもので、これ以上深い内容については承知してございません。申しわけございませんが、ちょっと数字のほうを持ち合わせてございません。

森 康哲委員

本来、民間の集合住宅ならそんな利便性係数というのはないので、当然視聴料として取るべきものだと思うんですけれども、歳入なんでこれ以上は聞けないんですかね。

荒木財政経営課長

CTYにつきましてはまずもって戸建て住宅と集合住宅でそれぞれ契約の仕方が違います。戸建ての住宅では、市営住宅、一般の民間の住宅、我々の持ち家も含めまして同じなんですが、それぞれ個々に契約するという契約形態になってございます。集合住宅については、同じように市営住宅、民間の集合住宅にかかわらず大家のほうと契約するということになってございますので、当然のことながら市営住宅の集合住宅に関しましては大家である本市と契約しているということでございます。

ただ、本市と契約する場合に、そういった視聴料ではなしに、テレビを見る環境が整っておる住宅やということで、ほかの住宅とは若干違いますよねということで、利便性係数というものをもって整理させていただいてございまして、徴収してございます。

森 康哲委員

今の説明やと、じゃ、集合住宅は大家さんが設備は整備するけど、個々の入居者がCT

Yの視聴料は払っているということでよろしいでしょうか。

荒木財政経営課長

CTYとしては民間の住宅も含めて大家さんと契約してございますもので、その辺は大家さんと店子と申しましょうか、借家人との関係でどういった契約になっておるかは承知してございません。市営住宅の場合には、そういった環境に対する利便性係数というものが公営住宅法で位置づけられてございますもので、そういった利便性係数を用いて公営住宅使用料として算定しているものでございます。

森 康哲委員

ちょっと整理したいんですけど、大家さんが支払うべきものがCTYを見る環境づくりというのであれば、それは視聴料じゃなくて、引き込み料じゃないんですか。視聴料というのは、毎月525円ずつかかってくるものやと思うているんですけれども、そういうことじゃないんでしょうか。引き込み料が利便性係数ということじゃないんですか。

荒木財政経営課長

引き込み料とかいう話ではなしに、何と申しましょうか、テレビを見る環境が整っとるという段階で利便性係数というのは発生しますもんで、そういった各部屋でジャックを差せばテレビが見られるという環境が整っておるということに対する利便性係数ということになってございます。

森 康哲委員

だから、戸建て住宅でも集合住宅でも同じなんですけれども、電線から保安器まではC TYが環境整備をして、保安器から宅内工事に関しては大家なり、その住宅の持ち主や家 主が支払うと、そういうことになっているので、集合住宅の環境づくりというのであれば、 引き込み料が利便性係数の対象となる環境を整えるという範囲だと思うんです。

そこからジャックを差して、テレビを見るか見ないかは入居者の方の判断で、見る場合は視聴料をCTYに525円ずつお支払いをするのであって、それを利便性係数とは言わないと思うんですけれども。

一旦休憩挟みますので、調べてもらって明確な答弁をしてもらったほうがいいと思いますが、いかがでしょう。いや、自信あるよというんやったら答えてもらってもいいけど。

倭財政経営部長

済みません、そのようにお願いします。

毛利彰男委員長

それでは休憩に入ります。準備ができ次第またお呼びいたします。

13:49休憩

14:11再開

毛利彰男委員長

休憩前に引き続き審査を継続します。

先ほど森委員より質問のありました件についての答弁を求めます。

倭財政経営部長

説明につきまして間違いがあるとあきませんもので、お許しいただけるようでしたら、 担当部局のほうで説明をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

毛利彰男委員長

担当部局より正確を期すために説明をさせたいと、こういう申し出がございました。委員長として許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

じゃ、お入りください。

質問の趣旨は休憩時間にお聞きいただいていると思いますので、即説明に入っていただきたいと思います。

伊藤都市整備部長

都市整備部の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

CTYの視聴料はどこがお支払いしているんだというご質問だったというふうに聞いております。私どもの市営住宅課では、市営住宅にお入りになられる方にテレビを見られる環境を整えるということで、10年間の視聴料相当分を私どもがお支払いをさせていただき、それにつきましては家賃に利便性係数というものをプラスして、私どもが市営住宅の料金に上乗せしていただいておるところでございます。

森 康哲委員

それはおかしいと思うんですけれども。CTYの保安器から部屋の中のジャックまでの工事、また、その工事費用等、見られる環境を整えるのが利便性係数だと聞いているんですが。視聴料までその中に入れるというのは環境づくりではないと思うんです。どの民間の集合住宅でも入居者の方が視聴料を払っており、大家さんが肩がわりすることはありません。というのは、見られる環境というのは大家さんが負担する部分であり、見るか見ないかは入居者が判断して、見るのであれば視聴料を支払って見ると、そういうことだと思うんですけれども。

本来、視聴料を取らなければいけない部分が取られていない。歳入で上がってこないというのでおかしいなと思って質問しているんですけれども、考え方、ちょっとおかしいんじゃないですか。

沢田市営住宅課長

保安器までは当然CTYのほうが引いております。それで、その保安器から先の部分、 住宅内のジャックまでの部分については、これは集合住宅、戸建てを問わず、全部市のほ うで事前に全戸整備をしております。すぐにCTYから送られた再送信を受信できるよう な形で、全ての市営住宅に別途事前に工事しております。

森 康哲委員

それは見られる環境づくりということで整備をされたと思うんですけれども、それの整備費用を利便性係数で徴収するというやり方で、戸建ての市営住宅に関してはそういうふうにやられていると思います、戸建てはね。そうじゃないんですか、確認します。

沢田市営住宅課長

利便性係数はその工事分ではないんです。保安器から各家庭のジャックまでの工事については戸建て、集合住宅問わず、全部同じような形で市営住宅課のほうでさせていただいています。

森 康哲委員

工事をしていただいていると、そこまではいいんですよ。じゃ、戸建ての市営住宅の入 居者は視聴料を払っていますか。

沢田市営住宅課長

戸建ての、例えば木造住宅なんかの入居者につきましては、CTYのほうと直接契約を いただいています。

森 康哲委員

CTYの保安器から部屋のジャックまでの工事は市でしていたんでしょう。した上で視聴料を入居者が払っているわけですね。

沢田市営住宅課長

戸建ての市営住宅の入居者については委員の言われるとおりでございます。

森 康哲委員

では、戸建てと集合住宅形式の市営住宅ではどのような違いがあるんですか。

沢田市営住宅課長

これはCTYのほうで、戸建ての住宅については個人個人なんですけれども、集合住宅

につきましては、CTYの契約形態としまして、大家さん、あるいは例えばマンションであれば管理組合のほうと契約するというような契約形態になっております。

森 康哲委員

そういう場合もあるでしょうけれども、全てがそうじゃないと思うんですね。極端な話をしますと、例えば半分しか入居者が入っていない集合住宅の場合、じゃ、大家さんとの契約額が半額になるのか。そうじゃないですよね。確かに割引はあるんです、集合住宅の割引は。だけれども個々の契約もあると。それぞれ選択ができると思うんですけれども、市営住宅の場合、なぜその選択をしなかったんでしょう。

沢田市営住宅課長

集合住宅についても個々での契約があるというのはちょっと確認はとれていないんです。 あくまでも集合住宅につきましては大家としか契約ができないということしか聞いていな いんですが。申しわけございません。

森 康哲委員

そうであっても視聴料として大家さんが入居者から取っていることには変わりないと思うんです、共益費としてね。家賃に入っているんじゃないんです。大家さんが徴収しているのは、共益費の中にCTYの中に視聴料も入って、また自治会費とか、共同の外灯の電気代とか、そういうものを含めて大家さんまたは管理会社が徴収していると。家賃に入れて徴収しているわけじゃないんです。分けとるんです、一般の集合住宅は。なぜ分けないんですか。

伊藤都市整備部長

民間の集合住宅さんの場合にどういう取り方をしているのかというのは調べたことがございませんので、個々に申し上げることはできませんけれども、私どもといたしましては、あくまでもテレビを見る環境を整えることでその住宅に利便性があるというふうなことで、利便性係数として入れているものでございます。

森 康哲委員

先ほど、CTYの保安器からジャックまで、テレビを見る環境を整えることは利便性係数でお金を徴収すると確認しましたよね。見ることができる環境づくりに対して利便性係数でお金を徴収しているんだと。

沢田市営住宅課長

先ほどもちょっとお話しさせてもらいましたように、保安器までは当然CTYの設備となっています。その保安器から先が当然住戸の設備になるわけなんですけれども、その保安器以降、さっき言われたジャックまでの配線等なんですけれども、それについては市のほうで全部やらせていただいています。それが利便性係数の対象となるということではなしに、集合住宅の方についてはそこに引いてあることによって、すっと見られます。でも、戸建ての場合には、契約をしないと見られません。そのような中で、先ほども言いましたように、集合住宅の方についてはジャックを差せば見られるという、そのような環境について利便性係数というものをつけさせてもらって、家賃に上乗せをしておるという状況でございます。

森 康哲委員

今の説明は全然わかりません。戸建てではジャックまでなんですよね。見られる環境を 整えるところまでの整備。なぜ集合住宅になると視聴料まで含めなきゃいけないのか。

伊藤都市整備部長

C T Y さんの契約の体系といたしまして、戸建ての場合には入居している方と契約し、 集合住宅の場合にはあくまでも大家 私どもでいう市なんですけれども と契約をす るというふうな C T Y さんの決めというものがございます。それにのっとって私どもは環 境を整えるために契約をしたというところでございます。

森 康哲委員

それでいいんですよね。CTYの契約上でまとめて徴収をしていると。

伊藤都市整備部長

まとめてではなくて、利便性係数に上乗せしているということは、環境を整えるために そういうふうにしておるというところでございます。

森 康哲委員

なぜ視聴料が環境を整えることになるのかがよくわからないです。視聴料でしょう。部屋代と一緒に利便性係数の中に入れて視聴料を徴収していると、さっき部長が言われた10年分入っているよとおっしゃいましたよね。視聴料と認識されているじゃないですか。

伊藤都市整備部長

基本ベースの積算としては視聴料の単価を使っておりますけれども、視聴料相当分というふうなことで私どもは考えているところでございます。

森 康哲委員

一般の集合住宅ではそんな家賃に入ってくるというのは考えられないですね。電気代や 水道代と一緒で、使った分だけ入居者が払うものじゃないんですか、視聴料というのは。

伊藤都市整備部長

水道、電気、ガスのように個々に入居者と契約をしていただける事業者さんもあれば、 CTYのようにまとめて大家と契約しなさいというところもございますものですから、体 系がちょっと違うというところでございます。

森 康哲委員

じゃ、民間の集合住宅と市営住宅とでは仕組みが違うということなんですか。CTY自体は一緒でしょう。

伊藤都市整備部長

CTYは一緒でございますし、私どもも大家としてCTYと契約しておるというところでございます。その料金の徴収方法ですけれども、民間さんがどういうふうに集められとるかという詳細は把握してございませんですけれども、私どもとしては、入居者がすぐに

でも見られるような環境があるものですから、利便性係数に反映し、部屋代としてちょっと割高なものをいただいているということでございます。

森 康哲委員

設備に対して、便利になるから利便性係数をとっておるわけですね。じゃ、私は見ないよという人はどうなるんですか。テレビがない場合などの選択の自由もないんですか。

伊藤都市整備部長

大変申しわけございませんけれども、テレビを見ないよという方からもいただいとると いうのが現実でございます。

森 康哲委員

それはおかしな話で、民間の集合住宅では入居者が払うべきものは家賃とは分けとると思うんですよ。その辺も調査されないで、利便性係数で取っとけばいいという荒っぽいやり方はおかしいと思うんですけど、何かそうしなきゃいけない理由があるんですか。

沢田市営住宅課長

市営住宅整備基準というのがございまして、その中にテレビを見られる環境を整えなければならないという整備基準がございます。そのような中でCTYに関してはそういう環境整備というものをしているというところでございます。

森 康哲委員

利便性係数というのは、毎年これ掛けとるんですか。

沢田市営住宅課長

はい、毎年というか、毎月の家賃に上乗せされた形になっております。

森 康哲委員

じゃ、CTYには毎月払っとるんですか。

伊藤都市整備部長

CTYに対しましては、10年分の視聴料相当分ということで平成23年度に一括でお支払いをさせていただいております。

森 康哲委員

10年後はどうされるおつもりなんですか。

伊藤都市整備部長

10年後にはこの契約が一旦終わりになりますので、そこで継続をするかどうかというと ころでございますけれども、単純に考えますとそのまま継続になるというふうに思ってお ります。

森 康哲委員

じゃ、ずっと利便性係数で徴収をするというやり方を続けるということなんですね。

伊藤都市整備部長

現時点では、その考え方でおります。

森 康哲委員

委員長、これ私、全然納得できないんですけど、ちょっと取り計らっていただけますか。

毛利彰男委員長

はい。議論がずっと平行状態になっていることは理解できます。特に、もうお聞きする ことがなければ、お引き取りいただきますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

では、お引き取りください。ありがとうございました。

今の森委員さんのお考えについて、議論が平行状態で終わっていることは理解していま

すので、しかる場所でまた議論を行うことの要望というか、思いはございます。 森委員さん、この件は一旦切らせていただいてよろしいでしょうか。

森 康哲委員

はい。

毛利彰男委員長

他にございますでしょうか。

中村久雄委員

歳入の資料の16ページの一番上なんですけど、奨学資金返還金の部分で、未済理由がはっきりと旧楠町から引き継いだ返還金の滞納分となっておるんですけど、これ、旧楠町の分だけなんですか。旧四日市市ではなかったんですか。

平田管財課長

済みません、私ちょっと以前にその事務を担当していました関係上、承知していますので回答させてもらいます。奨学資金につきましてはいわゆる一般的な奨学金でございます。これについて旧楠町においては、町が直接奨学金ということで給付をしていました。その分が合併により引き継いで未済になっているということでございます。四日市市については、直接四日市市が奨学資金を給付しておりませんので、いわゆる旧四日市市の分ではないという意味でございます。

中村久雄委員

旧楠町独自の事業やったということですね。了解しました。

毛利彰男委員長

他にございますか。

藤井浩治委員

不納欠損額について、副議長が簡単に納得されましたので、自分から少し質問させてい

ただきます。

歳入の資料の1ページ以降でございますけれども、全体、現年課税分、これは昨年とほぼ同じと。滞納繰越分については少し少なくなりましたが、現年課税を含めた部分はほぼ横ばいになっております。これは県下でも2番目に収納率の高い市と位置づけられておりますし、我々、他県へ視察に行っても、四日市さんは高い収納率を誇っているということで羨望の目で見られている状態でございますので、これまでよくやっていただいておるとまずは評価をいたしたいと思いますが、この不納欠損額に至る過程で、差し押さえの額が昨年に比べて件数、金額とも少し下がっております。やはり税負担の公平性という観点から、差し押さえはもっと積極的にやるべきだと考えておりますので、その辺のお考えを聞かせていただきたいということが一つ。

また、この不納欠損額の評価というのは複雑で難しいところがあるかと思うんですが、 先ほど課長から説明いただいたように、まずこの時効というのは、ふだんの滞納処分の努力をしていない、そのあらわれということで時効はふえてはいけない。しかしながら、本 当に担税力がない困窮家庭については、執行停止とかいろいろな手続を踏みながら不納欠 損として処分しないことには、収入未済額がどんどんふえていくということで、このあた りについてはふえてもいいんじゃないかというふうな考え方を持っておりますが、ご所見 を部長からお聞きしたいと思います。

倭財政経営部長

藤井委員さんのほうから2点ご質問をいただきました。

まず、滞納というふうなところでございます。確かにおっしゃるとおり、滞納については個々においてやっぱり状況も違います。そういった中で、やはりそこら辺の対応をせずに年数を置いておくというふうなところはどうなのかというところをおっしゃっているかと思います。市全体としてはこのように数字的に出てございますけれども、やはり一つつめり張りを持って当たっていく必要がございます。何もせずに放っておくというふうなことは決してあってはならないと考えてございますので、そういったところで実際対応して、少しでも未済額を減らすことが必要になってくるかと考えてございます。

その点、先ほど説明させていただきましたけれども、取り組みはまだまだ不十分かとは 思いますけれども、全庁的に、市税も含めてトータルで債権管理を強化していきたいとい うふうに考えてございます。

藤井浩治委員

おっしゃるとおりでございますので、さらなるご努力をいただいて、不納欠損してもいい面については不納欠損額がふえても結構ですので、ぜひとも収入未済額を減らす努力を引き続きお願いしておきます。

毛利彰男委員長

他にございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

なしというお声をいただきました。それでは、他にご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第54号平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についてのうち、

一般会計歳入全般につきましては認定すべきものと決してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第54号 平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についてのうち、一般会計歳入全般について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。〕

この中で全体会に上げたい項目があるか、お諮りいたします。

森 康哲委員

市営住宅使用料の部分ですね。先ほど、いろいろ委員長の計らいで都市整備部にもご意見をお聞きすることができたんですけれども、まだまだ疑問に思っているところがあります。また、他部局にわたることもありまして、ぜひ全体会に上げて議論を深めていきたいと思います。

毛利彰男委員長

他にございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ないですね。

今、森委員さんより提案がございました市営住宅使用料ですが、利便性係数の扱いについて問題があるんじゃないかと。他部局にも連動することであるので、全体会に上げたいと、こういう提案をいただきました。

賛否をとらせていただきます。市営住宅使用料について全体会に上げることに……。

石川善己委員

ごめんなさい。自分がちょっとよくわかっていない部分もあってお伺いをしたいんですが、この案件、確かに歳入という部分なんですけれども、所管は都市整備部になってくるのかなという思いもありまして、本来であれば都市・環境分科会のほうから上げていただくのかなとか、全体会における都市・環境分科会の報告を聞いた上でという形になるのかなという疑問もあったりするんですが、これは、ここで採決してもいいものなんでしょうか。ちょっと自分はわからないので。

私の考えでは、歳入全般の中の一項目ですので総務分科会としては採決しても構わない というふうに理解しますが。事務局のほうからアドバイスがあれば求めます。

鹿間議会事務局次長兼議事課長

今、委員長のおっしゃられたとおりでいいかと思います。

毛利彰男委員長

ということですが。

石川善己委員

はい、ありがとうございます。

藤井浩治委員

ちょっといいですか。昨年度、これは予算常任委員会ですけども、総務分科会から歳入について全体会へ上げるということがございました。それで、総務分科会における一般会計予算の歳入審査においては、他の分科会が所管する歳入に起因する事由により、歳入の関係部分を全体会審査に送ることは見合わせるものとするというふうな申し合わせ、改正案が通っております。これはあくまで予算常任委員会ですので、決算常任委員会もこれに準じるのかどうかはわかりませんが、この辺を少しご議論いただきたいなと思います。

毛利彰男委員長

わかりました。

決算常任委員会のほうにもそれが適用されるのかどうかですね。議会事務局次長からの問題ないという発言もありましたので、ちょっと一旦ここで休憩を入れさせていただきまして、事務局と協議をし、その結果を皆さん方に報告をさせていただき、この件を全体会に上げることができるかどうかの判断をしたいと思っています。

ただいまより休憩に入ります。

14:39休憩

14:56再開

毛利彰男委員長

休憩前に引き続き、総務常任委員会を開きます。

市営住宅使用料について全体会に上げることができるのか、歳入として扱うことができるのかどうかという、こういう疑問がありましたので、それについて議会事務局からの見解をいただきます。

鹿間議会事務局参事兼議事課長

先ほど藤井委員のほうからご指摘いただいた、総務分科会において一般会計予算の歳入 審査においては、他の分科会が所管する歳出に起因する事由により、歳入の関係部分を全 体会審査に送ることは見合わせるものとするという点につきましては、昨年、予算常任委 員会理事会のほうで提案されておるんですけれども、最終的に理事会のほうで結論が出て おりませんで、合意に至らなかったということで、現状どおりのままということで一応の 決着をしておるということでございます。

ですので、採決をとるということについては問題はないかというふうに考えます。

毛利彰男委員長

総務分科会から全体会に上げることができるという結論だそうです。したがいまして、 もう一度振り出しに戻って、全体会へ上げるかどうかについてお諮りしたいと思います。

歳入全般の中で、市営住宅使用料について全体会に上げることに賛成の委員の挙手を求めます。

ないということでよろしいでしょうか。全体会には上げないと、こういうふうに判断してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

それでは、全体会には上げないというふうに判断をさせていただきます。

それから、先ほど石川勝彦委員より要請がありました資料について、早速できてきましたので配付していただきます。

石川委員さんのほうで見ていただいて、説明を求められるんでしたら求めたいと思いますが、いかがですか。

石川勝彦委員

数字のとおりですので、それ以上のことは求めません。また別の機会にというふうに考 えております。

毛利彰男委員長

ありがとうございました。それでは、歳入の審議を終わります。ご苦労さまでした。 それでは、議会事務局の決算審査に入ります。

議案第54号 平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について 一般会計

歳出第1款 議会費

毛利彰男委員長

局長よりご挨拶をいただきます。

井上議会事務局長

議会事務局でございます。お疲れのところ申しわけございませんが、議会費の審査のほうをお願いしたいと思います。

平成24年度は議会基本条例施行2年目ということで、いろいろな改革にもお取り組みをいただきました。一例を挙げますと昨年12月から正副議長の定例記者会見を始めていただきました。こちらにつきましては全国の市でもほとんどやられていないということで、新しい取り組みということで非常に注目をいただいております。

こういった取り組みに対しまして、前にもご説明させていただきましたが大変視察のほうもふえておりまして、ことしの1月には議会基本条例施行から議会改革についての視察者が1000人を超えたということで、ちょうど岩手県北上市議会さんですが、議長さん、議

会運営委員会の委員長さんに、正副議長から記念品をお渡ししたというふうな明るいニュースもございました。

議会費、約7億円の執行でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

毛利彰男委員長

ありがとうございます。それでは、議案第54号平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についてのうち、一般会計歳出第1款議会費の審査を行います。

まず、追加資料の説明をお願いします。

鹿間議会事務局次長兼議事課長

議会事務局次長の鹿間です。よろしくお願いをいたします。

中村委員から追加資料の請求がございました。調査法制係のほうにいただく議員さんからの調査依頼件数を資料として出させていただきましたところ、他市の状況はどうなのか、 県内の状況の資料を欲しいという依頼をいただきましたので、追加資料を出させていただきました。

内容は見ていただいたとおりなんですけれども、きちんと年間の件数を把握しているのは四日市市、津市、桑名市の3市、伊勢市といなべ市は庁内に資料請求をしたものが件数として把握はしていないのですけれども、市外に他市の状況等を調査した部分については把握をしているというご回答をいただいて、あとの9市はもう全く調査件数を把握していないという回答をいただきました。

この14市を見ていただくと、議会事務局の体制という部分でちょっと分析ができるかなと思うんですけれども、四日市市の場合は、1課で総務係、議事係、調査法制係、広報広聴係の4係を持っております。津市から桑名市までの四つの市は3係体制 係というふうに呼んでいないところもあるんですけれども でございます。それから、鈴鹿市以降、伊賀市までは2係体制でございます。2係というと、大体議事係と庶務係の2係体制です。3係になると、大体調査係を持つような形になっていきます。調査係を持つと、調査係としての仕事量を把握するということで、おおよそのところとしてこういうふうにきちんと件数を把握してくるのかなということで、津市とか桑名市さんはきちんと把握をしているという部分でございます。松阪市さんが全然把握していないという部分については、ちょっと意外な部分がありましたけれども、14市の状況は以上のとおりです。

以上のとおりでございます。ご質疑をお願いします。

中村久雄委員

資料をありがとうございました。四日市市は議員からこうこうこういうことを、ちょっとどうやっているのか調べてほしいとあったら、みんな調査法制係に一旦行って、そこで仕事の件数としてカウントしているという理解でいいですかね。

鹿間議会事務局次長兼議事課長

中村委員がおっしゃられたとおり、私どもとしては調査法制係で受けさせていただいて、 きちんとお調べをして、委員のほうにお返しをするということで、1件というふうにカウ ントをするということでございます。

中村久雄委員

よくわかりました。冒頭の局長の話で、視察者が1000人を超えたというところと、この 議員の仕事も多岐にわたって、議会が活発になればそれだけ議会事務局の仕事量もふえて くると。余り仕事量が読めない部署かなというふうなことを感じました。終わります。

毛利彰男委員長

他にございませんか。

石川善己委員

済みません。議会事務局職員の増員について何か述べていただくことがあれば、述べていただいたほうがいいのかなと思ったので。それだけなんですけれども。

井上議会事務局長

事務局職員につきましては、正職員がこれまで15名ということで推移をしておりました。ことしの4月から1名増員をいただいたということで、16名。それから、嘱託職員1名、臨時職員2名で19名ということです。確かに業務がいろいろふえてきておるということがございますので、1名ふやしていただいて大変助かっております。今後も事務の流れを見

ながら、どれだけの人員が適正なのかといいますか、そのあたりはまた引き続き念頭に置いて検討をさせていただきたいと思っています。本当にありがとうございました。

石川善己委員

必要があれば、またぜひ主張していただけたらと思っていますので、よろしくお願いします。

毛利彰男委員長

他にございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第54号平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についてのうち、

一般会計歳出第1款議会費につきましては認定すべきものと決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第54号 平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についてのうち、一般会計歳出第1款議会費について、採決の結果、別段異

議なく認定すべきものと決する。〕

毛利彰男委員長

この中で、全体会へ上げるべきものがあれば、ご発言をいただきたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

なしというお声をいただきました。全体会には上げないものとします。

これで議会事務局の審査を終わります。ご苦労さまでした。

その他の項目ですけれども、休会中の所管事務調査について何かあればご提案をいただ きたいと思いますが。

森 康哲委員

できれば、全体会に上げたかった自動販売機の入札の部分の勉強会をしていただきたいなと。また、それに限らず、以前から総務常任委員会で扱っていただいていた入札制度全般も含めて勉強をさせていただきたいなと思いますので、提案させていただきます。

毛利彰男委員長

森委員より、入札制度全般について、今回議論のありました自販機の入札等も含めて所 管事務調査をしたいとご提案をいただきました。

他にございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ないようでございますので、森委員さんからの提案を尊重したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そういう形で、タイトルはちょっと事務局と相談しますが、内容的には入札制度という ことでね。特に自販機の入札のあたりを強く研究してみたいということですので、精力的 にやっていきたいなと思っています。

それで、日程ですけれども、そこにお手元にありますように、できれば2回以内で、2日間、予定としてはとっていきたいと思います。第1回目の案が10月24日と25日のいずれか、両者とも午前、第2回が11月5日と19日のうちからということですけれども、大変申しわけございませんが、第2回の11月5日は予定がちょっと入っていて、忘れていて、これ入れてしまったものですから、できれば19日にやっていただけたら非常にありがたいと思いますが。もしだめなら、委員長抜きでやっていただいても。

それでは、第1回目の24、25でいずれかにしたいと思います。24日、ご都合の悪い方お みえでしょうか。いないね。25日はどうですか。これ、両方ともええね。どっちにします。

荒木美幸委員

午前中ということですね。

毛利彰男委員長

午前中です、はい。

荒木美幸委員

それなら、どちらでも私は構いませんので。じゃ、早くやるということで。

毛利彰男委員長

じゃ、10月24日ということで第1回目をさせていただきます。第2回目は申しわけありませんが11月19日でご都合の悪い方みえますか。いないですね。

第1回が10月24日の木曜日午前、第2回目が11月19日の火曜日午前ということで、お願いをいたします。

次に、調査報告書の確認についてですが、お手元にあります休会中の調査、四日市市民 自治基本条例の見直しということで、過日皆さんに議論をいただいた調査の報告書案をつ くらせていただきました。ざっと目を通していただいて、問題なければというふうに言い たいところですが、そんなに急ぎませんので、決算常任委員会全体会までにお目通しいただいて、問題がある箇所があれば、事務局でも、私でも言っていただければ訂正させていただきたいというふうに思っていますのでよろしくお願いします。

その次ですが、議会報告会が準備されます。10月7日の午後6時半から、今度は川島地区市民センターですけれども、それの役割分担を正副案ということでちょっと出させていただきました。今度は非常にボリュームが大きいので、不肖私が全部やるというのは非常に難しく、皆さんにおすがりをしたいと、そんな気持ちでいっぱいでこの案をつくらせていただきました。

それで、大変勝手な言い方ですけれども、委員の皆さん方に報告をある程度分担をしていただきたいなというふうに思っています。それで、1番の委員長挨拶は私がやらせていただきますが、できれば分担をお願いしたいと思っています。2番の議会報告会、司会進行1名様、それから報告をからまで、こういうふうに分けさせてもらいました、バランスよく。そして、最後のシティ・ミーティングの司会進行ということで、計9名になりますので、この中から選んでいただけたらなというふうに思っています。私、一番最後でよろしいで。

いかがでしょうか、こういうふうな分け方をさせていただきましたが。今回だけですけれどもね。非常にボリュームが多いので。少しでも皆さん、ご主張されたいところが、すごい熱を帯びた質問されたところなんか、ここは俺がやるというようなところがあるかわかりませんし。そんな形で進めさせていただいていかがでしょうかね。全然反応ありませんけれども。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ありがとうございます。それじゃ、この議会報告会の司会進行と、3番のシティ・ミー ティングの司会進行、これ、どなたかちょっと名乗り上げていただけませんやろうか。

伊藤嗣也副委員長

3番の司会でお願いします。

では、シティ・ミーティングの司会進行を伊藤副委員長さんということで。それから、 2番の議会報告会の司会進行から報告の から まで、どなたでも名乗り出ていただければ。

〔発言する者あり〕

毛利彰男委員長

では、議会報告会の司会進行は荒木さんにお願いして、危機管理監の報告が森さん。他の方、名乗り出てください。

〔発言する者あり〕

毛利彰男委員長

どこでもええの。何でもよろしいですか。

そうしたら、順番に当てさせてさせてもらいますよ。よろしい。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

では、石川さんが政策推進部、それから総務部が中村さん、それから、財政経営部が毛利、竹野さんが消防本部、それから石川善己さんが会計管理室・監査事務局・議会事務局。それから、藤井委員さんが補正予算・一般議案でお願いします。

何かこれに関して事務局から連絡することあるかな。

寺本議会事務局主事

共通資料として、決算の概要とか補正予算の概要、そういったものを広報広聴係のほうで作成をいたしますし、あと、今回の委員長報告に基づいて、6月定例月議会の議会報告会のときもお配りしましたような、こういう意見があって、こういう答弁がありましたというものを一覧にしたものはお配りさせていただきます。もしそれ以外に何か個人的に発

表に対して資料をつくられる場合は、ご連絡いただければ資料に加えさせていただきます のでよろしくお願いいたします。

毛利彰男委員長

ということですので、大変押しつけがましいお願いで申しわけありませんが、助けてく ださい。よろしくお願いします。

以上で、総務常任委員会を終わりたいと思います。どうも連日ありがとうございました。 ご苦労さまでした。

15:22閉議